

令和元年度尼崎市歳入歳出決算
及び基金運用状況審査意見書

令和2年8月

尼崎市監査委員

尼 監 報 告 第 5 号
令 和 2 年 8 月 26 日

尼 崎 市 長
稲 村 和 美 様

尼崎市監査委員 今 西 昭 文
同 藤 川 千 代
同 別 府 建 一
同 明 見 孝 一 郎

令和元年度尼崎市歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定により審査に付された令和元年度尼崎市歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類並びに基金の運用状況を示す書類の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の着眼点と主な実施内容	1
第 4	審査の結果	2
第 5	各会計歳入歳出決算	
1	総括	5
	一般会計及び特別会計の決算概要	5
	一般会計	6
	特別会計	17
	普通会計の概況	20
	経常収支比率の状況	20
	普通建設事業費の状況	23
	市債残高の状況	25
	主要 3 基金の現在高と実質的な市債残高	28
	まとめ	29
2	一般会計の状況	30
(1)	歳入	30
	ア 歳入の概要	30
	イ 款別の歳入状況	33
	第 05 款 市税	33
	第 10 款 地方譲与税	34
	第 11 款 利子割交付金	34
	第 12 款 配当割交付金	35
	第 13 款 株式等譲渡所得割交付金	35
	第 14 款 地方消費税交付金	36
	第 16 款 自動車取得税交付金	36
	第 17 款 環境性能割交付金	37
	第 18 款 地方特例交付金	37
	第 20 款 地方交付税	38
	第 25 款 交通安全対策特別交付金	39
	第 30 款 分担金及び負担金	39
	第 35 款 使用料及び手数料	40
	第 40 款 国庫支出金	40
	第 45 款 県支出金	41
	第 50 款 財産収入	42
	第 55 款 寄付金	42

第 60 款	繰入金	43
第 65 款	繰越金	43
第 70 款	諸収入	44
第 75 款	市債	45
(2)	歳出	46
ア	歳出の概要	46
イ	款別の歳出状況	50
第 05 款	議会費	50
第 10 款	総務費	50
第 15 款	民生費	51
第 20 款	衛生費	52
第 25 款	労働費	52
第 30 款	農林水産業費	53
第 35 款	商工費	54
第 40 款	土木費	54
第 45 款	消防費	55
第 50 款	教育費	56
第 53 款	災害復旧費	56
第 55 款	公債費	57
第 60 款	諸支出金	57
第 65 款	予備費	58
3	特別会計の状況	59
国民健康保険事業費	60	
地方卸売市場事業費	61	
育英事業費	62	
農業共済事業費	63	
公共用地先行取得事業費	64	
公害病認定患者救済事業費	65	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	66	
青少年健全育成事業費	67	
介護保険事業費	68	
後期高齢者医療事業費	69	
4	財産の状況	70
第 6	基金の運用状況		
1	歴史博物館資料取得基金	75
審査資料		77

凡 例

- 1 各表中・グラフ中で用いる数値は、原則として表示単位未満を四捨五入している。
- 2 文中で用いる数値のうち、万円単位で表示のものは、表示単位未満は切り捨て、それ以外のものは、原則として表示単位未満を四捨五入している。
- 3 各表中・グラフ中で用いる符号の用法は次のとおりである。
「△」 = 減又はマイナス
- 4 各表中で用いる符号の用法は次のとおりである。

符 号	用 法
-	該当数値のないもの（該当数値が0のものを含む）
0.0	比率で表示単位未満の数値があるもの
0	①増減・比率計算の結果、数値が0のもの ②比率以外で表示単位未満の数値があるもの
***	前年度・当年度の数値の一方がマイナスの場合における対前年度増減率

- 5 各グラフ中で用いる符号の用法は次のとおりである。
「0」「0.0」 = 表示単位未満の数値があるもの及び該当数値が0のもの
- 6 各表中の対前年度増減（額）及び比率は、原則として表示単位未満を四捨五入した後の数値を用いて算出しているため、表ごとで表示単位が異なることにより対前年度増減（額）及び比率が一致しない場合がある。
- 7 各表中の総数と内訳の計が一致しない場合があるが、これは表示単位未満を四捨五入したことによるものである。
- 8 年度表記において元号を省略している場合があるが、「元年度から4年度」の元号は「令和」、それ以外は「平成」である。
- 9 類似都市とは、平成28年4月1日現在で中核市である47市のうち、人口規模（人口35万人以上55万人未満）及び産業構造（第二次産業及び第三次産業従事者人口99%以上）が類似する県庁所在地を除く都市から抽出した7市（横須賀市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、姫路市、西宮市）である。

第1 審査の対象

- 1 令和元年度 尼崎市一般会計歳入歳出決算
尼崎市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計地方卸売市場事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計育英事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計農業共済事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計公害病認定患者救済事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計青少年健全育成事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算
尼崎市歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、証書類

- 2 令和元年度 尼崎市歴史博物館資料取得基金の運用状況

第2 審査の期間

令和2年7月1日から8月7日まで

第3 審査の着眼点と主な実施内容

審査に付された令和元年度尼崎市歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して作成されているか並びに計数が会計管理者及び関係部局の所管する証書類と符合するかを照合し確認するとともに、予算執行状況についても有効性、効率性、経済性の観点に留意して審査を行った。

また、歴史博物館資料取得基金の運用状況を示す書類の審査は、計数が関係部局の所管する証書類と符合するかを照合し、確認するとともに基金がその設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されているかについて行った。

なお、審査に当たっては関係職員の説明を求めたほか、例月出納検査並びに財務・行政監査の結果を参考とした。

第4 審査の結果

1 各会計歳入歳出決算

審査に付された令和元年度尼崎市歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、それらの計数も証書類と符合し誤りはないと認められた。

また、予算の執行状況は、おおむね適正であると認められた。

なお、令和2年4月21日に受理した尼崎市職員措置請求（政務活動費支出差し止め等請求事案）を受け、請求対象の会派広報紙につき作成費用の一部返還を求めるよう市長に勧告を行ったところであるが（当該監査にあたり議会選出委員2名は除斥）、令和元年度政務活動費を充当した他の会派広報紙について、監査結果で示した判断基準に従い審査を行った結果、他の会派を含む複数の会派広報紙についても確定した高裁判決の判断基準に抵触する恐れがあると認められた。

これについては、市議会において、上記勧告に対し市長から提出された令和2年7月20日付け通知「尼崎市職員措置請求に係る監査結果に基づく勧告に対する措置について」に記載の措置内容と同様の対応をされるよう要請するものである。

（同通知における措置内容の要旨）

- ・ 確定した高裁判決及び監査結果の趣旨を踏まえ、政務活動費を用いて発行する会派広報紙についての明確な基準を設けること。
- ・ その基準の考え方と運用の徹底については、議会として市民への説明責任を果たすこと。
- ・ 基準に照らしての個別会派広報紙に係る判断等において、不適切と判断されるケースについては、その内容と市議会としての対応について報告すること。

2 基金の運用状況

歴史博物館資料取得基金の運用状況を示す書類を審査した結果、それらの計数は証書類と符合し誤りはないと認められた。

なお、歴史博物館資料取得基金は、歴史博物館建設事業の凍結により、平成14年度以降一般会計への処分が行われておらず、資料収集も休止されていたが、令和2年10月に尼崎市立文化財収蔵庫と尼崎市立地域研究史料館の機能を統合した尼崎市立歴史博物館を開館することとなり、本基金の設置目的を達成したものと判断されたため、令和2年3月31日に廃止された。

また、廃止に伴う基本財産及び現金の処理は、所有する全ての資料を一般会計で購入し、廃止に伴い、残余財産の現金を一般会計に繰り入れた。